

淡海の川づくり検討委員会 議事概要

日 時：平成 21(2009)年 12 月 24 日(木) 10:00～11:47

場 所：コラボしが 2 1 3 階大会議室

出席者：淡海の川づくり検討委員

委員長、中川副委員、佐野委員、遊磨委員、吉見委員
事務局

滋賀県流域政策局 流域治水政策室、河川・港湾室

議事内容：東近江圏域河川整備計画（変更原案）について

東近江河川整備計画について

前回委員会（23.11.11）の各委員の意見に基づく修正箇所を、事務局より説明しました。

修正箇所 1.2.3 については承認します。

修正箇所 4 について

委員 A：P18 の土砂管理について、「安定した土砂移動」という表現が気になります。
少し意味がわかり難いです。

事務局：確かに改めてご指摘頂くと「安定した」でなくても「河道内の土砂移動を
把握し」で意味は通じるかと思えます。

委員 B：「動的平衡」が記載されていますので、そのもとでの「安定した」という記
載であれば問題はないと思いますが、もう少し巧い表現でも良いのではな
いですか。

委員 A：単純に「安定した」を取ってはいかがですか。

委員 B：構わないのではないですか。

委員 D：P29 土砂管理は、「砂浜侵食」ではなく、「砂浜維持」が良いと思います。

委員 B：動的平衡が大事なので、「砂浜維持など」と「など」を入れてはいかがですか。

委員 A：「琵琶湖における砂浜の維持などに努めます」という事でいかがですか。

事務局：その様に修文します。

修正箇所 5 について

本文変更原案 P14・P17・P23・P26 について承認します。

本文変更原案 P20 について

委員D : 河道の法面は色々と策が講じられる様にしておかれてはいかがですか。

事務局 : 「基本とし」とあるので、他のメニューも考えられます。当然、橋梁箇所やカーブの外側等考えて行く必要があります、あえて「土羽仕上げ」と書かず自然植生による有効な河川環境の創出を図ると言うところに工夫したいのです。

委員D : 「河道の法面や水際構造は」と言う様に変えてはいかがですか。

事務局 : 「河道の法面や水際構造を考慮し、自然植生による良好な河川環境の創出を図ります」にさせて頂きたいです。

本文変更原案 P24 について

委員D : 掘削する縦方向のスケールはどの様になっていますか。

事務局 : 縮尺を入れる様にします。

修正箇所 5 について承認します。

その他について

本文変更原案 P6.P7 (動物等) について

委員D : 動植物の事が記載されていますが、P7「(動物等)」の一番下「このことから、愛知川をはじめ」とありますが、このスタイルでは動物のみを記載している様に思えます。

事務局 : 1行空け「このことから」と記載し全体に掛る事がわかる様にします。

本文変更原案 P12.P13 (計画流量配分図) について

委員B : 例えば愛知川の図面では、どの様な整備水準で進めるのか、良くわかりません。本文から理解出来なくもないですが、もう少し工夫出来ないですか。

委員A : 河道区間の何処がどれ程安全か、住民に知って頂く事も推奨していると思いますが、B委員の意見にある様に今記載しなくても、良いのではないですか。

委員B : 戦後最大という言葉も要るのですね。そうすると愛知川であれば何十分の一とかになって来ます。その辺がすっきりしないです。

委員A : 「(1/50)」とか「(1/10)」と言うのは取ったら具合が悪いですか。

事務局 : 実施区間のみの旗揚げとし、わかりやすくします。

本文変更原案 P20 (蛇砂川の整備内容) について

委員E : 先程の「水際構造」と言うのは、法面の構造と水際の構造の両方を含むのであれば、「水際」の次に「の」を入れた方が理解しやすいのではないですか。

事務局 : 「水際の構造」と修正します。

本文変更原案 P26 (維持管理) について

- 委員D : いわゆる治水対策の管理だけではなく、生物の保全と言う意味での維持管理を入れて頂きたいです。外来植物の話です。樹木管理だけではなく、河道内の植生管理と言う様な表現に出来ませんか。同様の事が P7 にも言えます。
- 事務局 : 「滋賀県の河川整備方針」には外来種等の事も記載しています。今ご指摘の点には工夫し河川環境の保全と言う部分は付け加えます。理念的なところは、P14 の「河川環境の整備と保全に関する事項」にあります。検討します。
- 委員A : 「河道内樹木管理」のところで「その際、河道内の生物の生息・生育環境には十分配慮します」とありますが、(委員Dに)これでは不十分ですか。
- 委員D : P26 の書き方だと、流下障害を起こすものに対してのみ色々管理すると書かれている様に受け取れます。水の流れる問題だけではなく、生物保全的なニュアンスを加えて頂きたいです。樹木とそれ以外の植物を分けると、治水が上に来て、その他が下に来る事になりますので、植物はまとめ、その中に治水もあれば環境もあると言うのが今の川づくりのやり方ではないですか。
- 事務局 : 修正して、後日ご確認頂く事をお願いします。

本文変更原案 P28 (河川への流出量の抑制) について

- 委員D : 農業関係の色々な所と連携してとありますが、農政との連携は、本当に上手く行くのか心配です。
- 事務局 : 滋賀県は流域治水の取り組みを行っています。例えば農地が減ってきている地域では、ため池の空き容量を治水への振替や、圃場整備事業で霞堤機能を持っていた農道を付け替える際に、農道を地域・集落を守る高さにこの程度に調整して欲しいと具体的な要望もあります。その様な面でも連携が可能と思っています。

本文変更原案 P30 (水害に強いまちづくり) について

- 委員C : 「なお、氾濫流を…」を削除した理由を教えてください。
- 事務局 : 共済制度までと言うところ、河川管理者の具体的な河川整備計画の中では、なかなか踏み込み難しい部分ですので、削除させて頂きたいです。
- 委員C : 今回初めての提案ですか。前回居ませんでしたので確認させて頂きます。
- 事務局 : 前は記載した内容で示させて頂きましたが、その後、時期的には河川管理者の整備計画の中で支援と言うところまで踏み込めないと判断しました。
- 委員C : 今回の提案であれば、提案理由を一応最初にご説明頂きたいです。
- 事務局 : 申し訳ありません。本来そうさせて頂くべきでした。
- 委員A : この「なお」以後の、共済制度の活用の一文について、事務局では、そこまで記載するのは適当でない判断したと言う事ですね。

- 委員C : 「仕組みづくりを議論します」とかその様な事は可能かと思えます。
- 事務局 : 滋賀県では、流域治水対策で、その事も含め進めて行く考えですが、詳細な事は検討中です。今回議論している東近江圏域河川整備計画や、これから新たに取り組む圏域について、今の段階で記載する事は難しいと考えています。
- 委員C : 全て削除するのは大きな変更点でもあります。何らかの形でその様な方向性について全く考えないと言う事ではなく、今は無理ですが、「今後その様な方向性を目指したい」と言う様な一言を入れる事は不可能ですか。
- 事務局 : 検討をきちっとして、その様な支援を出来るものがあれば、その時点で改めて考えて行こうと、今回はこの様な提案となりました。
- 委員A : (1)が「既に市街化が進行している箇所あるいは市街化が確実な箇所」(2)が「市街化が進行していない箇所」とありますが、この様な補償制度は(1)(2)の箇所に適用されるのではないですか。記載するとしても、全体をくくる様な一番下の行が良いと思えます。
- 委員B : ここで記載する必要はないと思えます。
- 委員A : 記載するのであれば(1)、(2)の外側の方が良いと思えます。この様な補償制度の仕組みづくりを検討する様な事は何処かに入りますか。
- 委員C : 具体的な記載がなくても良いと思えますが、「本文 4.3 水害に強いまちづくり」の(1)(2)の前に、色々な方策を考えると入れて頂けないですか。
- 委員A : 「土地利用の動向や各種補償制度なども勘案しながら」ではいかがですか。
- 事務局 : 現在、県全体の流域治水を考えて行こうと言う枠組みの中で、都市計画等の方面でも学識者を交えて検討中です。イメージとしての話は有りますが、まだはっきりしていません。具体的な事をまとめる整備計画の中に先取りして入れるのは、時期的には早く、流域治水基本方針の進行具合を見ながら反映させて行く手順が適切と考えます。
- 委員B : 「なお…」のところは消す方が良いと思えます。ただ、その様な事も議論しているのでしたら、A委員の意見にもある様に、流域治水を行う上で検討の必要性について記載する方が良いのではないですか。
- 委員A : 「検討します」あるいは「土地利用の動向や補償制度等を勘案しながら」でも良いのではないですか。
- 事務局 : 今の段階で「補償制度を検討します」とまで行けないので、済みませんが、先程と同じ様に対応を検討したいです。
- 委員D : 「本文 4.1 平常時における関係機関の連携」の3行目に入れてはいかがですか。
- 委員D : 「本文 4.3 水害に強いまちづくり」と「本文 4.5 超過洪水時に減災に効果のある河川管理施設の整備・保全」はどちらも超過洪水の話であり、あえて分ける必要があったのですか。分けない方が良い印象を持ちました。

- 委員 B : 「本文 4.3 水害に強いまちづくり」と「本文 4.5 超過洪水時に減災に効果のある河川管理施設の整備・保全」は分ける方がわかりやすいと思います。
- 委員 D : その様にすると、河川管理者はここにしか責任を持たないと明言している方向になるのではないですか。
- 委員 B : その様な事ではないです。河川管理施設の保全・整備、水田整備、まちづくりも行うと言う事でしょう。拘る事はないと思います。
- 委員 A : 「本文 4.5 超過洪水時に減災に効果のある河川管理施設の整備・保全」は予算的にはなかなか手が付け難い話です。
- 事務局 : 先程ご指摘のあった 2 行の削除分は、入れ方を考えさせていただきます。「本文 4.3 水害に強いまちづくり」と言うタイトルですが、今、水害に強いまちづくり協議会を進行中であり、必ずしもハードだけではないとご理解頂きたいです。「本文 4.5 超過洪水時に減災に効果のある河川管理施設の整備・保全」については、中長期整備実施河川の検討で、トランク河川と言う事で、堤防の対応を今考えているところです。そうしたハードの整備の部分であります。
- 委員 A : 先程の C 委員からのご指摘は、「本文 4.1 平常時における関係機関の連携」のところに書き込めるかを 2 つ目の宿題として検討して下さい。
- 事務局 : 出来るだけ早くまとめ、お送りさせていただきます。
- 委員 A : それではこの東近江圏域河川整備計画（変更原案）については、これで一応の審議を終了します。

以上